

免許申請の手続き(免許申請書の綴じる順序及び添付書類)

申請部数:3部(正本1部、副本2部(コピー可))作成し、石川県証紙33,000円分と合わせて提出(石川県知事免許)

順序	書類の名称	書類の要否		チ エ ッ ク 欄	備考
		○:記 入	△:未 記入		
		△:不 要	×		
1	免許申請書	第1面	○	○	商号、代表者等に関する事項。
		第2面	○	△	役員に関する事項。
		第3面	○	○	事務所に関する事項。
		第4面	○	○	専任の取引士に関する事項。
		第5面	△	△	添付のみ。記載や証紙の貼付けはしないこと。
2	宅地建物取引業経歴書(第1面、第2面)	○	○	新規は記入不要(廃業後、5年以内の新規申請時は、記入必要)。個人は暦年、法人は事業年度ごとに記入。	
3	誓約書	○	○	法人:代表者、個人:申請者	
4	略歴書	○	○	個人:申請者、政令使用人 法人:代表者、役員、政令使用人 ※最初の就業以後のものすべて記載	
5	専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	申請書第3面、従事する者の名簿と整合すること。	
6	資産の状況を示す書面	△	○	動産、不動産、有価証券等、現金以外のものは時価に換算。摘要欄は、取引金融機関名、土地建物の面積(m ²)、地目等。法人の場合は未記入で添付。	
7	相談役、顧問、株主又は出資者の名簿(第1面、第2面)	○	△	個人の場合は未記入で添付。	
8	事務所を使用する権原に関する書面 別添①:自己所有→建物の登記簿謄本 別添②:貸借→貸借契約書の写し	○	○	「所在地」の欄は、免許申請書に記載した所在地及び左記①又は②の所在地と整合すること。更新時は別添①②は不要。	
9	略歴書(専任の宅地建物取引士等)	○	○	個人:専任取引士、法定代理人 法人:専任取引士、相談役、顧問、法定代理人 代表者・役員・政令使用人と兼務している場合は不要。 ※最初の就業以後のものすべて記載。	
10	代表者等の連絡先に関する調書	○	○	個人:申請者、政令使用人 法人:代表者、役員、政令使用人	
11	宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	宅建業従事者全員を記載。取引士は[]内に登録番号を記入し、このうち専任の取引士は[]の前に○印をつける。	
12	専任の宅地建物取引士に係る専任状況報告書	○	○	代表者が専任取引士の場合は不要。出勤状況は、新規は未記入、更新は提出月前月までの3ヶ月分を記入。	
13	身分証明書(本籍地の市区町村で発行)	○	○	略歴書添付者のうち、専任の取引士以外の分が必要(*)。外国籍の方は身分証明書の代わりに国籍、在留カード等が記載された住民票を添付。発行後3ヶ月以内のもの。	
14	登記されていないことの証明書(法務局で発行)	○	○	略歴書添付者のうち、専任の取引士以外の分が必要(*)。発行後3ヶ月以内のもの。証明事項:成年被後見人、被保佐人とする記録がない。記入例(法務省HP) http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html	
	又は、医師の診断書				契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものの。
15	専任の宅地建物取引士の取引士証の写し	○	○		
16	専任の宅地建物取引士の従業者証のコピー	○	○	更新時のみ添付。	
17	全事務所の案内図(附近見取り図)	○	○	事務所(主・従)の所在が分かるよう最寄り駅等より詳細に記載すること。	
18	全事務所の内外部写真	○	○	新規の場合は、外部は建物の全景、内部は事務所内の前景(2種類)。但し、事務所が2階以上の場合のみ入口付近の写っているものも添付(3種類)。更新の場合は、台紙に記載された移し方(4種類)。写真はカラー写真(ポラロイド不可)であること。	
19	貸借対照表(直近1年間)	○	×	直前1年間のもの。法人設立後、第1回目の決算期が到来していない場合は設立時の貸借対照表のみ添付。	
20	損益計算書(直近1年間)	○	×		
21	納税証明書(その1 納税額証明書用) (個人→所得税の納税証明書) (法人→法人税の納税証明書)	○	○	税務署から発行される納税証明書(その1 納税額証明書用)を添付。個人は所得税、法人は法人税の納税証明書。直近1年分の証明書を添付し、法人の場合で、法人税の納税証明書を取得できない場合は、代表者個人の所得税の納税証明書を添付。所得税の納税証明書を添付できない場合は、源泉徴収票を添付。	
22	商業登記簿謄本(法務局で発行)	○	×	発行後3ヶ月以内のもの。	
23	申請書代表者の住民票	×	○	発行後3ヶ月以内のもの。	

申請手数料33,000円【石川県証紙を納入票に貼付】

※専任の取引士が代表者、役員、相談役、顧問、政令使用人、法定代理人のいずれかを兼ねる場合は必要。